

2. 訪問系サービスのポイント

新しい訪問系サービスについて

- 新たに精神障害を個別に支給決定する仕組みに改めるとともに、「障害程度区分」の導入に合わせ、障害の状態やニーズに応じた支援が適切に行われるよう、訪問系サービスを再編する。
- 人員・運営基準や報酬基準については、短時間の集中的な利用と長時間の滞在による利用といったサービス利用の実態に適した内容とするとともに、著しく重度の障害者について配慮する。
- 国庫負担基準については、サービスの地域格差が大きい中で、限られた国費を公平に配分する観点から、市町村の給付実績等を踏まえつつ、サービスの種類ごとに、障害程度区分に応じて設定する。

【支援費】

居宅介護

- ・身体介護
- ・家事援助
- ・日常生活支援
- ・行動援護
- ・移動介護

【精神障害者居宅生活支援事業】

居宅介護

- ・身体介護
- ・家事援助
- ・移動支援

【自立支援給付】

居宅介護

- ・身体介護
- ・家事援助

行動援護

重度訪問介護

重度障害者等包括支援

【地域生活支援事業】

移動支援事業

人員基準

- サービス利用実態に適した内容
- 著しく重度の障害者への配慮

国庫負担基準

- 限られた国費の公平な配分
- 障害程度区分ごとに設定

訪問系サービスの利用者像

○ 各サービスごとに、障害程度区分判定等試行事業の結果等を踏まえつつ、利用者像を設定

| | 居宅介護 | 行動援護 | 重度訪問介護 | 重度障害者等包括支援 |
|------|---------------------------|---|--|--|
| 利用者像 | ○ 障害者 | ○ 知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を有する者 | ○ 重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する障害者 | ○ 常時介護を有する障害者であって、その介護の必要の程度が著しく高い者 |
| | ○ 障害程度区分が区分1（要支援程度）以上である者 | ○ 障害程度区分が区分3（要介護2程度）以上であって、障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目（11項目）等の合計点数が10点以上である者 | ○ 障害程度区分が区分4（要介護3程度）以上であって、下記のいずれにも該当する者 ア）二肢以上に麻痺があること イ）障害程度区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されていること | ○ 障害程度区分が区分6（要介護5程度）に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって、以下に掲げる者 ① 重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺があり、寝たきり状態にある障害者のうち、下記のいずれかに該当する者 ア）気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者 イ）最重度知的障害者 ② 障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目（11項目）等の合計点数が15点以上である者 |

(参考)訪問系サービスの利用者数の見込み

【新しいサービス類型】

| | |
|------------|-------|
| 居宅介護 | 7.4万人 |
| 居宅介護（障害児） | 1.1万人 |
| 行動援護 | 0.3万人 |
| 重度訪問介護 | 0.9万人 |
| 重度障害者等包括支援 | 0.1万人 |

平成18年度の利用者数の見込
約10万人

訪問系サービスの人員・運営基準、報酬基準の基本的考え方

- 短時間での集中的なサービス提供（身体介護、家事援助）と長時間滞在してのサービス提供（重度訪問介護、重度障害者等包括支援）それぞれのサービス提供の実態に即した基準とするとともに、著しく重度の障害者について配慮する。

身体介護・家事援助

- 短時間での集中的なサービス提供にふさわしい基準とする観点から、30分単位のきめ細かな単価を設定するとともに、サービス提供に当たっては、一定の時間内（身体介護は3時間以内、家事援助は1.5時間以内）に集中してサービス提供を行うことを基本とした仕組みとする。
- 従事者の資格要件については、短時間に集中して専門的な支援を行うという業務内容を踏まえ、1級又は2級ヘルパーを基本とする。
なお、3級その他の者がサービス提供を行った場合には、減算を行う。

重度訪問介護

- 3時間を超えるサービス提供を基本とした上で、報酬単価については、同一箇所長時間滞在しサービス提供を行うという形態を踏まえ、ホームヘルパーの1日当たり費用等を勘案しつつ、設定する。
- また、人工呼吸器を装着したALS患者や重度心身障害者等の著しく重度の障害者であって、意思の疎通に著しい困難を有する者に対する支援について、一定の評価を行う。

- 従事者の資格要件については、利用者とのコミュニケーションなどの重要性を踏まえて、現在の日常生活支援の資格要件について、現場実習を中心とする内容に改めるとともに、広く従事者を確保する観点から研修時間数の緩和を行う。

行動援護

- スタートして間もないサービスであり、資格要件を満たす従事者を確保することが困難な事業者が多いことを踏まえ、研修の制度化を図った上で、経過的措置として、資格要件の緩和を行う。ただし、本来の要件を満たさない者がサービス提供を行った場合については、減算を行う。

その他

- 基準該当事業者の場合、各種の規制を受ける指定事業者と比べ、管理コストを含めて柔軟な事業運営が可能であり、別途の報酬基準を設定する。

重度障害者等包括支援

- 重度障害者等包括支援の報酬基準や運営基準については、
 - ① その対象者が最も重度の障害程度区分に該当するほか、意思の疎通に著しい困難を伴う者であること
 - ② 複数のサービスを長時間にわたり必要とする場合が多いこと
 - ③ 体調の変化が大きく、しばしば緊急のニーズへの対応が必要となることといった特性を踏まえ、設定する。

- 意思の疎通に著しい困難が伴う重度の在宅の障害者を対象として、必要とする様々なサービスを包括的に提供するという本サービスの特性を踏まえ、サービスの質の確保について、十分な配慮を行う。

- 対象者の心身の状態、介護者の状況、居住の状況等を総合的に勘案して設定された標準的な個別支援計画に基づいて、必要な障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、ケアホーム、ショートステイ等)に要する時間(4時間1単位)を基本として、支給決定を行う。

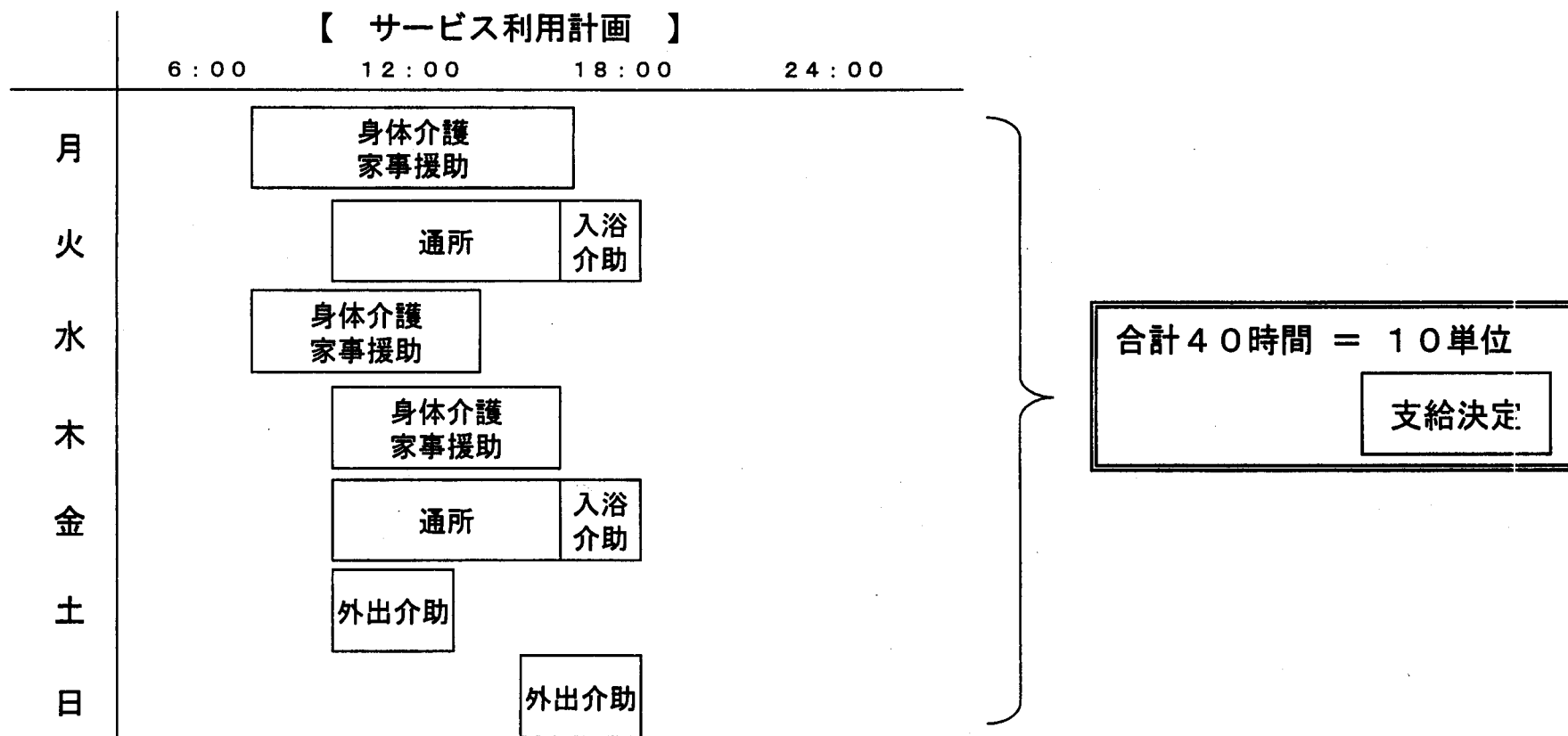
- 報酬額は、訪問系サービスや日中活動系サービスの報酬水準を基礎として、1単位(4時間を想定)で設定する。ただし、ケアホーム、ショートステイについては、これらの報酬基準のうち最重度の者に適用される額を適用する。

- 重度障害者等包括支援の事業者は、下記の要件を満たすものとする。
 - ・ 重度訪問介護やケアホーム等何らかの障害福祉サービスの指定事業者であり、かつ、24時間、利用者からの連絡に対応できる体制となっていること
 - ・ 相談支援専門員の資格を有するサービス管理責任者を配置していること
 - ・ 週単位で個別支援計画を作成するとともに、定期的にサービス担当者会議を開催すること

※ 市町村は、対象者に対し、定期的に、適切なサービスが報告どおり提供されているかどうか等について、実地で確認調査を行う。

※ 重度障害者等包括支援は、これまでにない新たなサービスであることから、本年夏を目途に、各地の先進事例の収集・分析を行い、サービスの質の確保を含め具体的な事業運営の在り方についてのマニュアルを作成する。

重度障害者等包括支援のイメージ



国庫負担基準の考え方

1. 国庫負担基準について

- 国庫負担基準は、障害福祉サービスの地域格差が大きい中で、限られた国費を公平に配分する観点から設定するものであり、訪問系サービス(居宅介護、行動援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援)を対象に設定する。

⇒日中活動系サービスを含めた設定については、全国統一の給付管理システムが導入された段階で検討。

※ なお、国庫負担基準は、「利用者一人当たりの支給上限額」でなく、市町村に対する国費配分の基準額であり、市町村は利用者の心身の状況や介護者の状況等を個別に勘案し、支給量(時間数や単位数)を決定することとなる。

2. 基準額設定の考え方

- 現在の市町村の支給実績、支援費の国庫補助基準額等を勘案し、全国の9割程度の市町村の支給実績をカバーできるよう、サービスの種類に応じ、障害程度区分ごとに設定する。
- なお、新たに制度化された重度障害者等包括支援の基準額については、著しく重度の障害者の給付実績、入所サービスの報酬水準等を勘案して設定する。

【参考】

◇施設訓練等支援費(入所)の費用額/月

身体障害者療護施設 約32万円～約45万円(筋萎縮者側索硬化症者等加算を含む)

知的障害者更生施設 約35万円～約40万円(強度行動障害者特別支援加算を含む)

(注) ともに、食費・光熱水費分を控除した平成17年度の区分A単価(丙地)

◇重度障害者等包括支援対象者の在宅サービス平均利用実績

約36万円

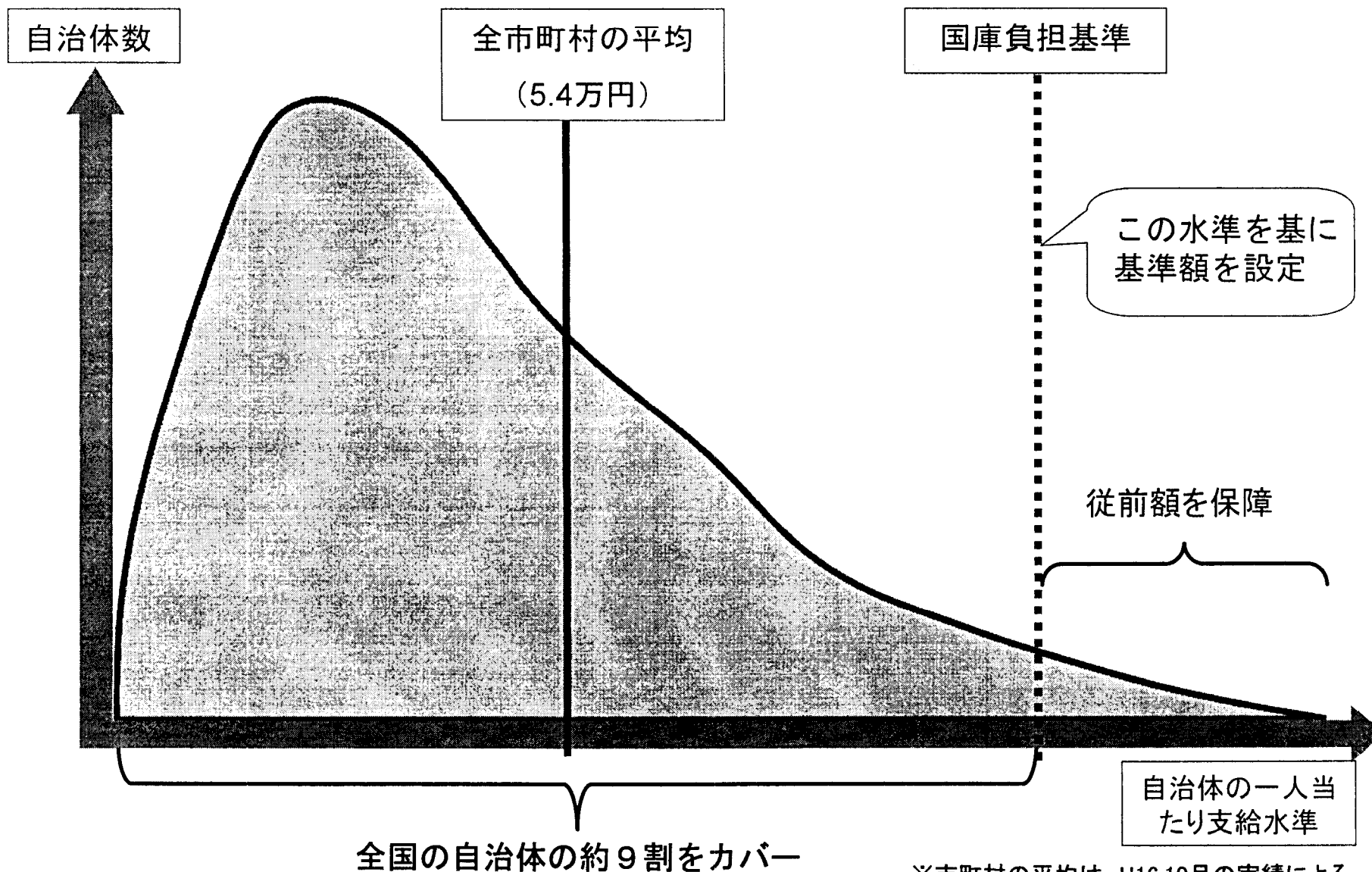
(注) 「障害程度区分判定等試行事業」における重度障害者等包括支援対象者のサービス利用実績

3. 経過措置等

- 制度施行時点において、国庫負担基準を超える給付水準の自治体については、従前の補助実績に基づき、国庫負担を行う。
- 国庫負担基準の基礎となる障害程度区分は、新しい制度であり、各区分に該当する方々の分布状況等を見極める必要があることから、平成20年度までの3年間は、すべての訪問系サービスに係る障害程度区分の基準額を合算して適用する。
- 都道府県地域生活支援事業により、重度の障害者の割合が著しく高いために国庫負担基準を超過する小規模自治体等を対象に、一定の財政支援を行うことを可能とする。

自治体の支給水準と国庫負担基準

- 国庫負担基準は、現在の支援費の国庫補助基準額を踏まえ、全国の9割程度の市町村の支給実績をカバーできるように設定する。

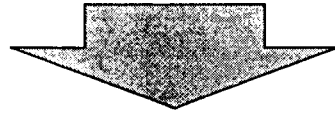


※市町村の平均は、H16.10月の実績による

障害程度区分ごとの国庫負担基準額のイメージ

支援費制度の国庫補助基準額

| | | |
|---------|----------|----------|
| 一般 | 移動介護利用 | 全身性障害者 |
| 69,370円 | 107,620円 | 216,940円 |



障害者自立支援法における国庫負担基準額のイメージ

(1) 居宅介護対象者

| | | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|------|
| 区分1 | 区分2 | 区分3 | 区分4 | 区分5 | 区分6 | 障害児 |
| 〇〇単位 | 〇〇単位 | 〇〇単位 | 〇〇単位 | 〇〇単位 | 〇〇単位 | 〇〇単位 |

(2) 行動援護対象者

| | | | | |
|------|------|------|------|------|
| 区分3 | 区分4 | 区分5 | 区分6 | 障害児 |
| 〇〇単位 | 〇〇単位 | 〇〇単位 | 〇〇単位 | 〇〇単位 |

(3) 重度訪問介護対象者

| | | |
|------|------|------|
| 区分4 | 区分5 | 区分6 |
| 〇〇単位 | 〇〇単位 | 〇〇単位 |

(4) 重度障害者等包括支援対象者

| |
|------|
| 〇〇単位 |
|------|

(注1) 1単位当たりの単価は、地域区別に定める

(注2) 介護保険対象者、日中活動系サービス利用者については、介護保険や日中活動系サービスの利用を踏まえた別途の基準額とする。

介護保険対象者の国庫負担基準

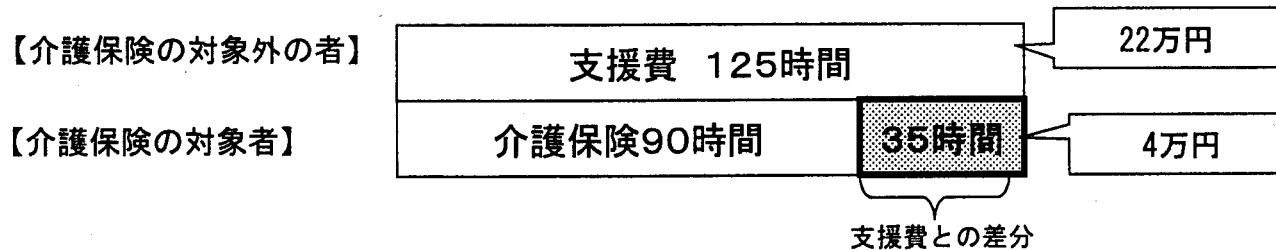
○ 障害者自立支援法では、現行の支援費制度同様、介護保険優先の規定が設けられており、介護保険対象者については、まずは介護保険のサービスを利用していただくこととなっている。

○ 国庫負担基準についても、こうした観点から、介護保険対象者については、介護保険利用相当分を控除して設定するものとする。

* なお、利用する介護保険のサービスの種類については、一律の制限は設けないこととする。

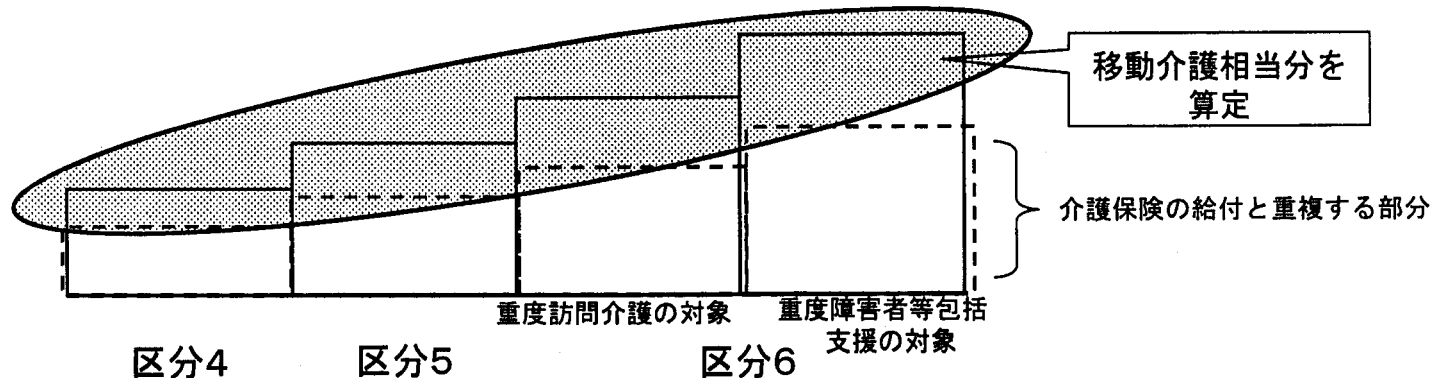
現 行

○ 介護保険の対象となる場合、介護保険(要介護5)の月90時間相当分と、支援費の国庫補助基準時間である125時間との差分(4万円)を設定



新制度

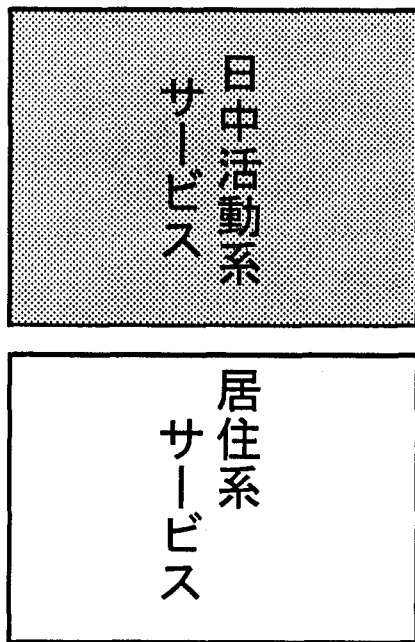
○ 重度訪問介護や重度障害者等包括支援の対象者について、介護保険では給付対象となっていない移動介護相当分等を算定する。



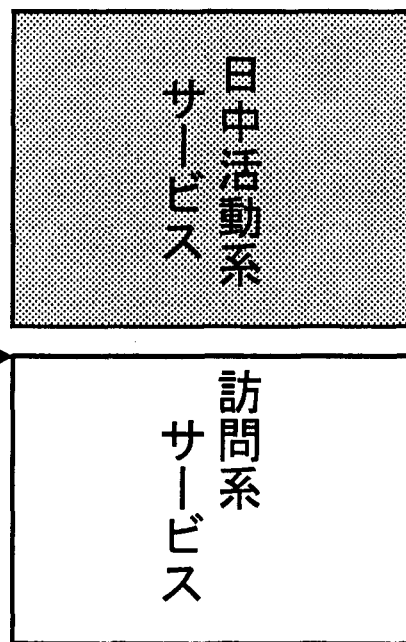
通所サービスを併せて利用する者の国庫負担基準

日中活動系サービスを加えた国庫負担基準の設定については、全国統一の給付管理システムの導入を待つて検討することとしているが、通所サービス利用者と未利用者との間では訪問系サービスの利用の度合いが異なること、限られた国費をできるだけ公平に配分する必要があることを踏まえ、通所サービスを利用する者の訪問系サービスの国庫負担基準については、居住系サービスの報酬水準を基礎として算定する。

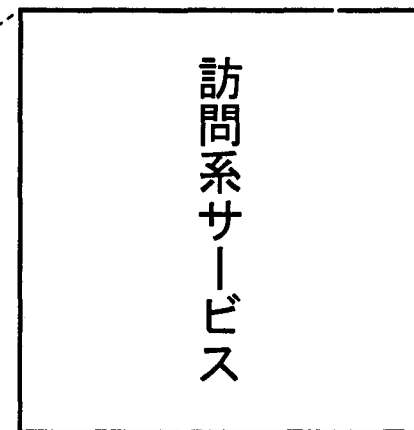
日中活動系サービス+居住系サービス



日中活動系サービス+訪問系サービス



訪問系サービスのみ利用



【参考】通所サービスの利用の有無でみた訪問系サービスの利用額

| | |
|--------------|----------|
| 通所サービス利用者の場合 | 月57,000円 |
| 〃 未利用者の場合 | 月97,000円 |

～障害程度区分判定等試行事業の結果から～